

行政ほっかいどう '86.3

知者不言

南忠一

本会理事 南 忠 一（空知支部所属）

目 次

法改正で臨時総会.....	2	通達 戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書	
業務資料（その1）.....	4	全国統一用紙の使用について.....	8
住民基本台帳法の一部改正のあらまし		日向寺副会長の黄綬褒章受章祝賀会開催.....	9
及び同法に基づく省令（企画部）.....	4	《ひろば》	
“（その2）		あなたは健康診断を受けていますか.....	10
農地転用許可事務の迅速化及び簡素化について		北海道新聞に大きく掲載、	
（企画部）.....	6	釧路支部長 大沢 清さん.....	10
「業務研修の在り方について」の検討会及び「新		本会の主要行事.....	11
入会員研修会講師養成研修会」の開催		支部のうごき.....	12
（業務研修部）.....	7	おしらせ.....	13

北海道行政書士会

法改正で臨時総会開催

— 登録事務の連合会移行で会則改正 —

昭和60年6月14日法律第58号をもって行政書士法の一部が、また、同年10月23日自治省令第25号をもって同法施行規則の一部がそれぞれ改正され、いずれも、昭和61年4月1日から施行されることになりました。これに伴う会則の変更については、改正法の施行日前に、新法に適合するように必要な措置をとらなければならない旨改正法附則第

9項に規定されているので、これをふまえて会則の整備をするため今回の臨時総会を開催することになったもので、さる、2月19日、自治会館において常任理事会を開催同日、センチュリーローヤルホテルにおいて役員支部長合同会議、理事会に続いて臨時総会を開催し、下記の議案が全員一致をもって賛成可決されました。

— 北海道行政書士会会則改正案 —

北海道行政書士会会則の一部を次のように改正する。

第3条中「行い、並びに行政書士の登録に関する事務を行う」を「行う」に改める。

第4条第3号を次のように改める。

(3) 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が行う行政書士の登録事務の一部に関する事項

第5条を次のように改める。

（入 会）

第5条 本会を経由して登録を受けた者は、登録を受けた時に本会の会員となる。

2 本会の区域内に事務所の移転をした者は、その移転があった時に、本会の会員となる。

第6条の2中「第16条の5第1項」の次「又は第2項」を加える。

第8条第2項を次のように改める。

2 前項の会員簿は、行政書士登録申請書の副本、他の都府県の区域内から事務所を移転したことの変更登録申請書の副本、旧行政書士登録申請書、旧行政書士登録

移転申請書及び旧入会届を編さんしたものととする。

第10条を次のように改める。

（退 会）

第10条 法第7条第1項各号の一に該当するに至った者は、その時に、本会を退会する。

2 法第7条第2項の規定により登録を抹消された者は、登録を抹消された時に本会を退会する。

3 他の都府県の区域内に事務所を移転した者は、その移転があった時に、本会を退会する。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 行政書士の登録事務

第48条及び第49条を次のように改める。

（登録に関する事務）

第48条 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び規則に基づき行政書士の登録に関する事務の一部を行う。

（登録申請書等の処理）

第49条 本会は、行政書士の登録に関する

書類の提出があったときは、連合会の会則及び規則の規定するところにより、必要な調査を行い、迅速かつ的確にその処理を行うものとする。

第49条の2から第49条の4までを削る。

第50条を次のように改める。

第50条 削 除

第50条の2から第50条の4までを削る。

第51条及び第52条を次のように改める。

第51条 削 除

第52条 削 除

第54条を次のように改める。

（責 務）

第54条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実に業務を行うとともに、行政書士の信用及び品位を失うような行為をしてはならない。

第66条第1項中「別記第3のとおりとする」を「別記第3に定める額を基準とする。」に改め同条第2項を削る。

第74条第3号を次のように改める。

(3) 登録事務取扱交付金

第79条総務部の項中第2号を次のように改める。

(2) 連合会が行う行政書士の登録事務の一部に関する事項

第79条経理部の項中第2号を次のように改める。

(2) 入会金及び会費の徴収に関する事項
別記第3中「北海道行政書士報酬額」を「北海道行政書士基準報酬額」に改め、報酬額の見出し各欄に掲記の報酬額中「以内」を削る。

別表等1号会員証（携帯用）表面を次のように改める。

会 員 証

（携 帯 用）

表面



会 員 証

会 員 番 号

第 号

氏 名			
生年月日	年 月 日生		
事 務 所 所 在 地			
入会年月日及び所属支部	年 月 日入会	支部	
登 録 番 号			号

上記の者は、本会所属行政書士であることを証明する。

昭和 年 月 日 北海道行政書士会会長

別表第2号及び別表第3号を次のように改める。

別表第2号 削 除

別表第3号 削 除

別表第3号の2から別表第3号の7までを削る。

別表第4号を次のように改める。

別表第4号 削 除

附 則

1 この会則の改正は、昭和61年4月1日から施行する。

2 別記第1号の会員証（携帯用）の様式の改正にかかわらず、従前交付した会員証は効力を有する。

住民基本台帳法の一部改正の あらまし及び同法に基づく省令

企 画 部

住民基本台帳法の一部を改正する法律
(法律第76号) 60.6.25 公布 61.6.1 施行
(改正のあらまし)

1. 市町村長は、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするとともに、何人も、住民基本台帳の閲覧等により知り得た事項を使用する場合に当たっては、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならないこととした。(第3条関係)
2. 住民基本台帳の閲覧は、その請求事由等を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかなとき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること等の当該請求を拒むに足りる相当な理由があるときは、当該請求を拒むことができるものとするとともに、閲覧対象事項の制限を行うこととした。(第11条関係)
3. 住民票の写しの交付は、戸籍の謄抄本の交付に準じて、その請求事由等を明らかにすべきものとし、請求が不当な目的によることが明らかなときは、当該請求を拒むことができるものとするとともに住民票記載事項証明書の制度化を行うこととした。また、戸籍の附票について、戸籍に準じてその閲覧を廃止するとともにその写しの交付については住民票の写しの交付の規定を準用することとした。(第12条及び第20条関係)

〔省 令〕

戸籍の附票の写しの交付に関する省令
(法務省・自治省令第1号)

60.12.13 公布 61.6.1 施行

(請求につき明らかにしなければならない事項)

第1条 住民基本台帳法(以下「法」という。)

第20条において準用する法第12条第2項に規定する法務省令・自治省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1. 戸籍の附票の写しの交付を請求する者の氏名及び住所
2. 請求に係る戸籍の附票に記載された戸籍の表示

(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)

第2条 法第20条において準用する法第12条第2項に規定する法務省令・自治省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1. 戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属が前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
2. 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
3. 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び前条各号に掲

げる事項を明らかにして請求する場合
4. 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長)が相当と認める場合

〔省 令〕

住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(自治省令第28号)

60.12.13 公布 61.6.1 施行

(住民基本台帳の閲覧の請求につき明らかにしなければならない事項)

第1条 住民基本台帳法(以下「法」という。)第11条第2項に規定する自治省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1. 住民基本台帳の閲覧を請求する者の氏名及び住所
2. 請求に係る住民の範囲

(住民票の写し等の交付の請求につき明らかにしなければならない事項)

第2条 法第12条第2項に規定する自治省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

1. 住民票の写し(法第6条第3項の規定により磁気テープをもって住民票を調製している市町村(特別区を含む。)にあっては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類)又は法第12条第1項に規定する住民票記載事項証明書の交付を請求する者の氏名及び住所
2. 請求に係る住民の氏名及び住所

(請求事由を明らかにすることを要しない場合)

第3条 法第11条第2項及び法第12条第2項に規定する自治省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

1. 住民票に記載されている者(法第6条第3項の規定により磁気テープをもって調製する住民票にあっては、記録されている者)又はその者と同一の世帯に属する者が第1条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合

2. 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び第1条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合

3. 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び第1条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合

4. 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区長)が相当と認める場合

農地転用許可事務の迅速化及び簡素化について

(60構改B第1789号昭和60年12月24日農林水産省構造改善局長通達要旨)

企 画 部

農地転用許可に関する事務処理については、かねてからその迅速かつ適正な処理のため昨年7月22日の臨時行政改革推進審議会からの「行政改革の推進方策に関する答申」においては国民の負担軽減、行政事務の簡素合理化、民間活力の助長等の観点に立ち種々の方策を積極的に講じていく必要があるとされ、その一環として、農地転用許可についても審査の効率化、提出書類等手続の簡素化及び迅速化を一層推進すべきである旨の指摘がなされました。このため、今後における農地転用許可に関する事務処理に当たっては、更に下記事項に留意の上、その迅速かつ適正な処理に遺憾のないようにされたい旨通達が出ています。

記

1. 事務処理の合理化について

農業委員会は管内における農地転用の動向、転用許可申請件数及び許可に係る事務処理の状況等を勘案し、転用許可の事務処理が迅速に行われるよう、次の措置を講ずること。

ア 農業委員会の開催日及び当該開催日ごとの転用許可申請書の提出期限を明確にし、その周知徹底を図ること。

イ 農地転用許可申請件数が多い場合には、農業委員会を弾力的に開催する等により審査の迅速化を図ること。

2. 添付書類の簡素化について

転用事業者が許可申請を行うに際し、申請書に添付する必要がある書類としては、

「農地等転用関係事務処理要領の制定について」(昭和46年4月26日付け46農地B第500号農林省農政局長通達)の第1の1の(1)のイ、同1の(2)のイ及び同1の(3)のイに定められているところであるが、これらの書類のうち「その他参考となるべき書類」として申請書に添付させるものは、事案の適正な処理を図る上で真に必要な認められるものに限るものとする。したがって、例えば、印鑑証明、住民票等についてはその許可申請が当事者の真意に基づきなされたものであるか否か、その許可申請が申請適格のある当事者からの申請であるか否か等について特に審査をする必要がある場合を除き、これらの書類を提出させることのないようにするものとする。

3. 農地転用事前審査の条件付内示について

農地転用の事前審査制度は、大臣許可案件である大規模転用について転用目的及び転用候補地の選定が適正であるか否かをあらかじめ審査し、許可の事務処理の迅速化を図ることを旨として設けられたものであることにかんがみ、農地転用事前審査申出書の処理に当たっては、転用目的及び転用候補地の選定についての審査終了後、速やかに内示を行うこととする。このため、従来他法令との調整が図られた後に内示を行うこととしていたものについても、今後においては他法令の許可等がなされることを前提にこの旨条件を明示して内示を行うこととし、

例えば、農地転用案件が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外を必要とする場合、従来農業振興地域整備計画の変更がなされるのを待って事前審査の内示を行っていたものを、今後においては、関係部局において実質的な調整がなされ、農用地区域から除外されることが

確実であると判断された時点において、農用地区域から除外されることを前提としたものである旨の条件を付してこの内示を行う等により、事務の迅速な処理を図るよう努めるものとする。

(注) 詳細については各市町村農業委員会へおたずね下さい。

「業務研修の在り方について」の検討会及び

「新入会員研修会講師養成研修会」の開催

業 務 研 修 部

さる、2月15日北農健保会館特別会議室において、業務研修部担当理事及び業務研修部専門委員から「業務研修の在り方について」と言う標題で提言を頂き、これにもとづいて検討会を開催したところ、各支部から、支部長、副支部長、担当役員等15名が出席され、会長のあいさつのあと、日向寺副会長を座長として真剣に討議されました。また、引続いて「新入会員研修会講師養成研修会」を開催しました。受講者の皆さんは、午前中の検討会から引続いての研修会

で、お疲れになられたと思いますが、終始大変熱心に受講されたことを感謝しております。

なお、当日、突然、東京会所属会員の現参議院議員斉藤栄三郎先生が、本会を訪問されましたので、丁度研修会の開催中であつたことから、特別講演をお願いしたところ、心よく了承いただき約40分程講演をいただきましたので、別冊を御一読ください。



北 行 第 36 号
昭和61年3月6日

会 員 各 位 殿

北海道行政書士会
会 長 葛 西 義 雄

戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書 全国統一用紙の使用について

本年4月1日から使用することになっているこのことについては、行政書士の職務上戸籍謄抄本等(住民票写し等)を請求する場合に限定されていることはすでに通知したとおりです。

行政書士は、単に、戸籍抄本又は住民票の写をとってほしいという依頼に応じて、行政書士の名において請求することは法律上できないのでこの運用を誤らないように、特に注意してください。

なお、行政書士は官公署に提出する書類を作成できるので、単に戸籍抄本又は住民票の写についての交付請求書を依頼に応じて作成することは業務範囲に属します。したがって、そうした場合には、市区町村が定める所定の様式に、依頼者AがAのものを請求する場合、依頼者AがB又はCのものを請求する場合の記入作成方法にしたがって作成し、作成した書類の余白等に、作成年月日を記入して行政書士の記名押印をすることになります。

日向寺副会長の 黄綬褒章受章祝賀会を開催

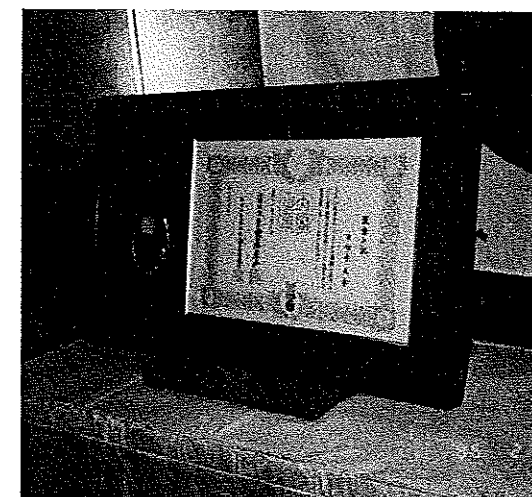
さきに黄綬褒章を受章された日向寺副会長の祝賀会が、2月19日、札幌市内センチュリーローヤルホテルにおいて開催されました。来賓として出席された道地方課長代理近藤課長補佐、道議会議員吉田英治氏、各士業会の代表者及び友人代表並びに

本会役員諸氏等多数の出席を戴き盛会裡に終了しました。

本会会員が行政書士の業務で黄綬褒章を受章したのは、藤山元会長に続いて2人目であり、全国では本年度2人が受章されました。

日向寺正幸先生の行政書士経歴

昭和29年6月	行政書士業務開業
昭和35年10月～昭和45年2月	北海道行政書士会日高支部副支部長
昭和39年2月～昭和46年10月	北海道行政書士会綱紀委員
昭和42年8月～昭和44年7月	北海道行政書士会労務部会常任幹事
昭和47年2月～昭和51年5月	北海道行政書士会理事
昭和51年5月～昭和52年5月	北海道行政書士会常任理事(経理部長)
昭和52年5月～昭和56年5月	北海道行政書士会理事
昭和56年5月～現在	北海道行政書士会副会長(経理部、業務研修部担当)
昭和58年6月～現在	日本行政書士会連合会理事(企画開発部担当)



ひろば

▶人間車検◀

あなたは健康診断を受けていますか

札幌支部所属会員 山田 正直

病気は、初期のうちに発見して、早期に治療することが大切であり、自覚症状がでてからでは、病状はそれだけ進んでおり、治療もそれなりに長びくことになります。

本年度は、2月末までに20人もの会員の方々が亡くなられています。特に、11月からの寒さに向って15人もの方々が他界され

ました。自動車にも定期的に車検が義務づけられているように、健康診断は人間の定期点検です。車も新しいうちは故障も少ないが、永く使用すると故障も多くなります。人間という精巧な機械も中年以降になると故障も多く“おれは健康だ、どこも悪くない”という自己診断はあてになりません。

健康を自認する人こそ、進んで健康診断を受ける必要がありはしないかと思うこのごろです。

北海道新聞に大きく掲載

釧路支部長 大沢 清さん

北海道新聞社では、1月24日付地方版、「うちの業界」欄で大沢清釧路支部長をとり上げ、紹介した。最近、行政書士への理

解が広がる中で写真入りの掲載は、行政書士全体にとりましても、喜ばしいことであると思います。多くの難問を抱えているだけに大沢先生の御健康と一層の活躍を祈念してやみません。



信用第一、社会貢献が目標

大沢 清さん（65歳）は、行政書士の仕事は幅広いものです。官公庁全般にかかわる許可、加えて支部としても研修

「行政書士の仕事は幅広いものです。官公庁全般にかかわる許可、加えて支部としても研修

「行政書士の仕事は幅広いものです。官公庁全般にかかわる許可、加えて支部としても研修

行政書士会
釧路支部長
大沢 清さん（65歳）

行政書士の仕事は幅広いものです。官公庁全般にかかわる許可、加えて支部としても研修

「行政書士の仕事は幅広いものです。官公庁全般にかかわる許可、加えて支部としても研修

「行政書士の仕事は幅広いものです。官公庁全般にかかわる許可、加えて支部としても研修

＝ 本会の主要行事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
12 / 11	業務研修部民事部会	10 : 00 ~ 12 : 00	本会会議室
"	第2回業務研修部会	13 : 00 ~ 17 : 00	"
1 / 9	第8回常任理事会	13 : 00 ~ 17 : 00	"
1 / 10	第3回総務部会	10 : 00 ~ 15 : 00	"
"	登録資格審査委員会	16 : 00 ~ 17 : 00	"
1 / 20	第3回車庫証明対策特別委員会	13 : 00 ~ 17 : 00	自治会館
"	第2回企画部会	13 : 00 ~ 17 : 00	本会会議室
1 / 24	全国会長及び事務局長会議	10 : 00 ~ 14 : 00	東 京 都
1 / 25	日行連賀詞交歓会	11 : 30 ~ 14 : 30	"
2 / 7	登録資格審査委員会	16 : 00 ~ 17 : 00	本会会議室
2 / 12	第3回監察部会	13 : 00 ~ 17 : 00	"
2 / 15	「業務研修のあり方について」の検討会	10 : 00 ~ 12 : 00	北農健保会館
"	新入会員研修会講師養成研修会	13 : 00 ~ 17 : 00	"
2 / 19	第9回常任理事会	10 : 00 ~ 12 : 00	自治会館
"	役員支部長合同会議	13 : 00 ~ 15 : 00	センチュリー・ロイヤルホテル
"	第4回理事会	15 : 00 ~ 15 : 30	"
"	臨時総会	15 : 30 ~ 16 : 00	"
"	日向寺副会長黄綬褒章受章祝賀会	16 : 00 ~ 19 : 00	"
2 / 20	第4回支部長会	10 : 00 ~ 12 : 00	自治会館
3 / 4	綱紀委員会議	13 : 00 ~ 17 : 00	"

— 支 部 の う ご き —

支 部 研 修 会 開 催 状 況

注 () は通知人員

支 部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数
札 幌	12 / 14	自 治 会 館	会 社 設 立	支部所属 会 員 米田 正	(5 8 1) 8 0
“	2 / 1	札幌土地家屋調査士会 会議室	わたしの業務体験と将来展望	支部理事 安藤 寿建 副支部長 中川 宏熙 支部理事 早坂 剋弘 副支部長 五十嵐一寿	(5 8 2) 6 9
函 館	12 / 14	国際ホテル会議室	民 事 (契約)	弁 護 士 菅原 憲夫	(1 5 0) 2 7
空 知	1 / 18	滝 川 市 ホテル・スエヒロ	建設業申請書の作成	副支部長 計良 邦雄	(1 1 9) 3 5
旭 川	2 / 8	名 寄 市 ホテル・ピヤシリ	国籍法並びに戸籍法の改正	旭川地方法務局 名寄支局長 中村礼次郎	(1 4 6) 2 1
宗 谷	11 / 6	道北産経会館	雇用安定事業及び給付金制度	宗谷支庁商工労働課 労働係長 藤原 義弘	(1 3) 5
“	1 / 30	“	男女雇用機会均等法	稚内労働基準監督署 署 長 田村 豊	(1 3) 6
網 走	1 / 13	北 見 市 ロイヤル・ホテル	(1) 建設業の決算報告書作成 (2) 車庫証明申請の実務	支 部 長 宮下 豊 支部理事 佐藤 栄	(7 3) 1 9
“	1 / 25	網 走 市 丸 専 会 館	(1) 建設業の決算報告書作成 (2) 車庫証明申請の実務	本会業務研修部 専門委員 石田鉄治郎 副支部長 川上 恭広	(1 3 7) 1 7
室 蘭	1 / 17	登別温泉 ホテル山水	帰化許可申請全般	支部理事 柴田 政夫	(5 6) 2 0
釧 路	2 / 14	栄 町 会 館	車庫証明申請業務・実務	道警釧路方面本部交通課 警 視 中田 健一	(3 4) 2 1
旭 川	2 / 21	旭 川 市 神楽福祉センター	(1) 新しい健康保険制度 (2) 新しい年金制度	旭川社会保険事務所 業務第二課長 竹田 侃 旭川社会保険事務所 業務第三課長 西堀 修	(1 4 6) 1 8

— お し ら せ —

昭和60年度行政書士試験実施状況

60.10.27実施 北海道分

受験地	出願者	受験者	合格者	合格率	摘 要
札 幌	544人	465人	101人	22%	
函 館	46	43	10	23	
旭 川	84	76	15	20	
釧 路	78	65	12	18	
計	752	649	138	21	

こ せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
網 走	2,471	松本 正則	60. 12. 17
札 幌 (豊平区)	3,262	鳥形 利雄	60. 12. 30
旭 川	684	日下部 豊	61. 1. 1
十 勝	2,665	伊藤見三郎	61. 1. 28
札 幌 (東 区)	3,069	宮嶋 健一	61. 1. 29
十 勝	409	小野 研一	61. 2. 4
旭 川	474	塩野谷貞雄	61. 2. 27
十 勝	331	田中 重顕	61. 3. 11

◇ 本会役員名簿の一部変更 ◇

本会〔役員・支部長・委員〕名簿6頁の
網紀委員名簿の内、「渡邊慶吉委員」の事
務所所在地及び電話番号が、次のとおり変
更になりましたのでお知らせします。

記

0 6 4 札幌市中央区南 6 条西24丁目26番地
011(562) 1818

事 務 局 人 事

○長い間大変ご苦勞様でした。

事務員 木村洋子さん(2月15日依頼
退職)

○今後、よろしくお願い申し上げます。

事務員 田村幸恵さん(2月4日採用)

ネームプレートの着用
会 員 証 の 携 帯
を励行しましょう

会報第 151号(60年11月) 戸籍謄本等交付請
求手続きについて(通達)をもってお知らせし
ましたが、「本年2月27日北行第3号戸籍謄本、
住民票の写し等交付請求書の全国統一用紙の使
用について」のとおり一層行政書士の確認が厳
しくなりますから市町村役場で、行政書士が戸
籍謄(抄)本等の交付を受けようとするときは、

会員証の提示を求められる場合がありますので、
ネームプレートの着用と会員証の携帯を是非励
行してください。

なお、補助者の場合は、補助者証の発行と補
助者用ネームプレートのあっせんをしておいま
すので、これについても着用、携帯されるよう
願います。

お 願 い

— 会 費 の 納 入 に つ い て —

経 理 部

会費第4期分(1月～3月)の納期が過ぎましたので、未納の方は至急おさめて下さい。
納入の際に、〇〇会計事務所、測量事務所等の名称で振込まれる方がありますが必ず会
員名で振込み下さい。

政連にご協力を

政治連盟は行政書士の

利益をめざして活動しています。

機会あるごとに政連に参加またはご協力くださるようお願い申し上げましたところ、会費又は寄付の形で連日御送金が続いており厚く御礼申し上げます。

いま、日政連では「報酬を得て」の削除、許認可業務の「代理権」獲得を主軸とする行政書士法の改正に向けて懸命の努力を致しておりますので、御送金が遅れております方については至急御協力をお願い申し上げます。

なお、払込用紙を紛失されました方は御一報願います。

昭和61年 3月25日

日本行政書士政治連盟北海道支部

編 集 後 記

今年は例年になく雪の多い年であり、また寒さの厳しい年でもありました。道内各地で催された冬まつりは、今年も一層にぎわいを見せ、北国に住む人々が冬と親しむ生活を求めているように思えます。その一方で、雪が融けはじめるこの季節は、「春よ来い、早く来い」の歌の心情に似て、本当に春の待遠しい季節であります。

本会企画部長であるとともに、永年会報

の編集をほとんどお一人でまとめてこられた酒井清蔵先生が、ご病気になり療養中です。主役のいない編集会議は、船長のいない船と同じで、右往左往しながら、やっとの思いで発刊にこぎつけました。今さらながら酒井先生の力量を感じた次第です。一日も早いご回復を祈りつつ、本年度最終号となる会報3月号をお届けします。

(会報編集委員 葛西彰)

年計報告は、3月末日まで必ずご提出ください。

’86. 3 第153号 昭和61年3月25日発行

発行人 葛西義雄
編集人 酒井清蔵
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階

TEL 代表(221)1221・(221)1222

郵便番号 060

取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋相互銀行本店(普 0742651)
北海道相互銀行本店(普 389444)
振替口座 小樽3-8224番

会 報

行政ほっかいどう

'86. 別冊

特別講演要旨



これからの日本経済

参議院議員

講師

商学博士
法学博士
文学博士

斎藤 栄三郎

ただいま御紹介いただきました斎藤栄三郎でございます。今日は有力な先生方に、こうしてお目にかかり幸いに存じます。実は昨日は、沖縄で行政書士会の講習会に出掛け、本日はこちらのお話を終わりましたら、直ぐ東京に帰って、鹿児島にまいります。そういうわけで、45分という限られた時間にお話をしなければなりませんので、第1に、円高の起きた原因と今後の影響、第2に、これから日本の産業構造を変えなければいけないと思うのですが、21世紀に向けて、どういう産業が伸びていくだろうか、そして、最後に、こういう情勢の動きのもとで、行政書士の仕事はどうなるか。こういう順序で話をさせていただこうと思っております。

1 円高の発生原因と今後の影響

9月22日にアメリカの大統領レーガンさんが、新しい通商政策というものを発表いたしました。

その内容は、3項目からなっていますが、第1は、アメリカの国会で、保護立法が行われようとしているが、絶対にそれはいけない、大統領としては、保護主義はとらないということです。第2は、日本に向かって、もっと市場を解放してもらいたい。現在、日本は、農産物は22品目、工業品は5品目解放していないのです。解放という意味は、自由に入れさせるということで、自由に入れさせないで日本は関税を高くしたり、輸入割当制を採用しているものがありますけれども、それをやめろということです。第3番目が、アメリカのドル高を直すために、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、日本、5つの国が協力してもらいたい。ということでございます。その大統領の要請に基づいて、各国の大蔵大臣及び中央銀行総裁がアメリカに集まりました。その9月22日は、為替相場は、1ドルが242円でした。それが現在、180円になっていますから、ちょうど2割5分の円

高、ドル安になったわけです。では、なぜ一体、アメリカがドル安を希望したかということ、極めて簡単です。もっとアメリカの輸出をふやしたい。それがためには、為替相場を安くしないと輸出は伸びない。そのドルを安くするには、各国が持っているドルを売ってもらえばいいわけです。これを各国がやりましたから、ドルがどんどん下がったわけでありまして。昭和53年10月20日に1ドル175円までいったことがあります。私は、今後もその位までいくであろうと考えます。以上がなぜドル高がドル安に変わったかのご説明であります。アメリカはなぜドルが高かったのかということになりますと、レーガン大統領は、ソヴェトロシアとの外交交渉上、どうしても軍拡をやらざるを得ない。ソ連という国は、弱いと思うとのしかかって来るし、相手が強ければ手を出さない。だからソヴェトロシアとの外交上、軍備拡張を必要としたわけです。それは見事成功しました。ところがその軍拡のために年間2,200億ドルの赤字財政です。というのは大体44兆円の赤字なんです。日本の予算は1年間に54兆円ですから44兆円の赤字というのは大変なことです。その赤字を埋めるためには、金利を高くせざるを得ない、というのは、公債で消化するわけですから、公債の消化を促すために金利を高くしたわけです。だから全世界からドルがアメリカに集まったのです。そこまではレーガンの作戦は成功でした。ところが金利が高いものですから、皆んなが預金をしたのです。そして設備投資をやらないわけですから日本との競争でどうしてもかなわない。今日、アメリカに必要なことは、優秀なる設備をもつことです、そこで設備投資をやらせようと思ったら、金利を下げざるを得ない。高い金利ではとても設備投資はやりません。アメリカの公定歩合は今7.5%です。日本が4.5%でありますからいかに高いかお分かりでしょう。そしてアメリカの預金金利は平均10%です。だから設備投資なんかやるよりは預金をした方が得ですから皆んなが預金の方に集まってしまう。そこで設備投資をやらせたいというのが本当のねらいです。そのためには、金利を下げたい。金利を下げるためには、軍縮が必要でありますから、ソヴェトロシアに向って11月19日お目にかかりたいと申込んだら、ゴルバチョフの方もよからうということで、昨年の11月19日にジュネーブで軍縮会議を開いたわけです。そして今春の6月には、ゴルバチョフがワシントンに來ます。来年の6月には今度、アメリカがソ連を訪問する順番です。このように軍縮の網を打っておいて、そして5つの国の実力者を呼んでドルを売ってくれ、そうすればドルが下がる、ドルが下がれば、輸出はし易くなるからアメリカ国内で設備を良くして、しかもドルを安くしておけば必ず摩擦は解消できるであろう。こういうプランでやり出したことです。従って、今度の円高は政策的なものです。普通為替相場というのは、どうやって決まるかと言えば、かつて、カッセルという博士が、購買力平価説ということを主張したことがあります。これは為替のオーソドックスな理論です。アメリカの1ドルで物を買ってみる。アメリカで買う。日本で1円で物を買ってみる。そうすると、大体その国の購買力が分かるわけです。その比較で1ドル360円という具合に決まるのです。ところが今度は、そうではない、アメリカの必要に基づいて、各国に協力を求めたのでございます。これがカッセルの購買力平価説ではなしに、アメリカの要請で決まった為替相場だということが言えるわけ

です。今、円高であります、この影響はどうだろうか。

輸出が伸びなくなります。今まででしたら1ドルを持って来れば、242円でありますから、このフラスコとコップが買えるわけでありまして。

ところが今は、180円ですからフラスコだけしか買えない。従来なら2箇買えたものが1箇しか買えないから、日本の商品は高くなったとこういうわけで、輸出は伸び悩みになるわけです。特に中小企業にモロにしわ寄せが来てしまいます。何とならば、一番いい例は、自動車です。日本は230万台の自動車をアメリカに出します。ドルで代金を受け取るわけです。

今まででしたら1ドル出せば242円になったものが、今180円にしかないわけです。そこで親会社は下請けを叩くわけです。

1割負けろとこうやる。それからアメリカ向け輸出を1割高くするわけです。そうすると親会社は合計2割余計に入りますから、為替で今いった2割損をしても、下請けを叩くことによって、又、アメリカ向け輸出額を上げることによって、2割の埋め合わせはできるわけです。結局下請けにしわ寄せが来てしまうわけです。輸出は伸び悩みになります。かなり中小企業はつらくなるだろうと思います。そこで政府の樹てた対策は、今年は、3,000億円の金を低利で融資をしましょう、と、こういふわけです。

昨日の参議院商工委員会には、私は、沖縄から帰って夕方から出掛けまして、夜の11時に採決したのですが、法律の名前は、「特定中小企業事業転換等臨時措置法」と申します。特定中小企業というのは、輸出をする中小企業という意味です。とても従来のとおりの仕事は駄目だろう、企業転換を奨励しよう。

この法律が今日の本会議で通る。本当のことを言いますと、ちょうど今頃本会議が開かれている。こちらのお約束を前にしているものですから、本会議があるからと言ってこちらに來ないということとは、先生方の信用を失いますし、結局、本会議の方は欠席届を出してこちらにまいりました。今日、それが通ります。政府は3,000億円のお金を用意してありますから、これで、先ず、円高で輸出できなくなる業者や事業転換を必要とする業者に、金利は年5分5厘の金をお貸しします。5年から7年の期限、申し込み先は、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫などに申し込まればよろしいのです。どうぞ先生方も中小企業で、特に円高でお困りの方には、これをお知らせいただくとかなり喜ばれるであろうと考えます。5分5厘の金利です。5年乃至7年間で返せばよろしい。普通、街の金融機関、信用金庫とか信用組合を利用いたしますと、今でも大体7%かかりますから、それが5.5%で借りられるということは、中小企業にとっては、大変ありがたいことだと考えるのであります。これは、悪い面、輸出が伸びなくなることですが、良い面もあるわけです。円高によって、輸入原材料が安く入ります。

昨年我が国は、4億2,000万噸の原料を海外から買ったわけです。その時に去年だったら、1ドルのものに対して242円払ったのが、今は180円で買えるわけですから、輸入原材料が、安くなり

ます。したがって、これを用いて、製品を作れば、輸出はまた伸びるわけであります。昭和52年、53年の時がそうだったのです。また現われてくるのは、輸出が不振になります。しかし、今度は輸入原材料が安くなりますから、これを利用して作ったものの輸出が伸びていく。こういうことになるのでございます。まあ、私は、そう悲観しておりません。しかし、何と言っても日本の産業構造をこの際、真剣に考え直さなければ駄目なのです。

なぜかという、日本は従来、加工貿易の国なのです。海外から原料を買って、これを加工して、輸出をするという、日本は何でも出来ちゃう国なのです。だから、世界から、みんなから袋叩きにあっている。この際、国際分業に徹底しなければ駄目です。その国際分業のときに、どういう理論であるかという、比較生産費の理論と申しまして、生産原価を比較してみて、相手の方が安くて、しかもいいものができればそこから買うということであります。むしろ、日本が良くて、日本の方の質が良ければ日本の方に回してください。

2 21世紀に向っての産業

(1) 斜 陽 産 業

こういう比較生産費の理論でもう1回日本の産業構造を見直す必要がある。先ず、これから駄目になるのは、造船です。これは韓国、台湾などにはどうしてもかなわない。第一、日本が技術指導をして、鉄は向うで立派なものができるわけです。日本の製鉄会社が向うで指導してやったのですから、日本と同じ物ができるのは当たり前なのです。そうして向うは労働賃金が安いわけですから、日本の造船所と韓国の造船所が競争すれば、向うにかなわないのであります。実は3日前に長崎にまいりました、長崎の街の人達は景気が悪いと言って、非常にこぼしている。当たり前です。長崎にある産業は、三菱重工業長崎造船所だけです。その長崎造船所が、船が造れないのですから、それは皆、韓国、台湾にお客様を持っていかれるものですから、非常に街全体が沈滞しちゃっているのです。北海道には函館ドックがありますが、非常に経営が困っていることは、先生方ご承知のとおりであります。なにも函館ドックの経営者が能力がないということではありません。要するに比較生産費の理論でみるとかなわないということです。それから、これから駄目になるのは、紡績です。私は昭和11年に早稲田を出ましたが、その時の日本で一番大きな産業は紡績です。従業員1,000万人をかかえておりました。私の同級生も随分紡績会社に勤めたものです。ところが今はもう250万人しかおりません。働いている人は4分の1になってしまった。そして、今、1,000万人の従業員を抱え込んでいるのは自動車です。だから、この半世紀の間に、日本のお得意とする紡績が転落して、自動車産業がとって代ったということが言えるわけです。だから、先生方のお子様方が、若しも、紡績に入りたいと言うなら断然止めなければいけません。紡績は絶対駄目です。なんとなれば、インド、バングラデシュ、パキスタンあたりは自分のところに綿があるわけです。しかも、労働賃金が非常に安い、自分のところの原料を加工すればいい

のですから、どうしても向うにかないません。今、日本で、綿糸、綿布は、綿で買わないで、綿糸、綿布にして、パキスタンあたりからじゃんじゃん入ってくるわけです。でありますから紡績産業は、先ず、駄目でしょうね。その次に悪いのはアルミです。我が国のアルミ製造能力は年間140万噸であります、いま動いているのは20万噸だけです。残り120万噸はスクラップになる運命です。いま、動いておりますのは日本軽金属清水工場と三井アルミ大牟田工場だけです。なぜ駄目になったかという、電力料金の違いです。アルミというのは、ボーキサイドという原鉱石を電気で溶かすのです。だからアルミというのは電力の塊りなのです。その電力がカナダでは1キロワット2円、アメリカが6円、日本が16円なのです。なぜ、そんなに高いのかというと、根本は、油の値上がりのおかげです。このように見てまいりますと、先ず、従来、日本のお家芸だった紡績が駄目、従来、日本の得意とした重工業は駄目、化学工業は駄目なのです。このように日本の産業構造は大きく変わりつつあります。明治の始めには、農は国の本なりで、日本の人口の9割が農家であったわけです。税金も地租が中心でした。土地にかける税金、地租が中心でした。明治37、8年の日露戦争を境にして、重工業になったのです。日清戦争の時に使った武器弾薬は、金を出して、イギリスから買ったものです。それではいかんというわけで、明治37、8年の日露戦争から日本で軍艦を造り、武器弾薬を造るよう努力いたしました。その力がついたところで、太平洋戦争に突入したのでありますが、敗北、とうとう今日では、軍需工業は駄目であります。

(2) 成 長 産 業

では、これから一体どういう産業がよくなるだろうか。21世紀に向けての日本の産業をどういう方向に持っていくかということが大きな課題であります。

第1は健康産業であります。お互いに長生きしたいということは人類共通の欲望であります。今、日本の平均寿命は男性が74才、女性が80才です。これがもう3年伸びるのであります。中曽根内閣は癌撲滅10年計画というものを樹てて実行しております。既に4年たちました。もう7年たつと、癌の死亡率は半分に減る予定です。去年一番死亡率が高かったのは癌で、18万人死にました。次は心臓病で14万人です。これが7年後になると、死亡率半分になるわけです。そこで平均寿命が3年延びますから、男性74才が77才となり、女性80才が83才となる予定であります。お目出度うございます。そこで長生きをしたい、健康産業が非常に繁昌しているわけです。私自身は、こうやっております。朝御飯を食べるとき、女房が、ごまをかけてくれます。そのごまをする機械1台が2,400円ですが、去年は200万台売れ、今年は250万台売れつつあります。メーカーにお伺いすると、お買上げくださるお客様の9割までが、贈答用に使っているそうです。貰った方は複雑でしょうね、ごますり機でありますから。私は1週1回ずつXホテルで水泳をいたします。総理は1週1回ずつYホテルで水泳をなさる。水泳は1番健康にいいようですね。全身

運動だし、それから本当に短い時間でできるのです。ゴルフをやろうとすると、4、5時間かかってしまう。お金も2、3万円かかります。水泳なんていうのは、プールの会員券を買っておくと、私は、Xホテルの会員券を90万円で買ってあります。あとは1回泳ぎに行って700円払えばよい。時間が1時間空いたと思ったら、さっと自動車で行って20分ぐらい泳いで帰ってくれば、もう、非常に調子がよい。でありますから、東京でも、非常に伸びておりますのは、スポーツクラブが大繁昌であります。清水建設、資生堂あたりが、別の会社をつくってスポーツクラブをじゃんじゃんやっております。ですから、これからは健康に役立つものは非常に伸びるであろうと考えます。同時に、いろんなインチキなものが、健康産業と名付けて売られますから、1人ひとりの消費者が利口になることが大事だろうと思います。すべての広告をそのまま鵜呑みにしたんじゃないけませんね。過日問題になったように、ある医師が、水を飲ましておいて100億円の利益を得たという事件がありました。でありますから、これなんか、医学博士という肩書きを利用して、あなたの推薦するものなら間違いないだろうと飲んでみると、ただの水だった。でありますから、余程、1人ひとりの消費者が賢くなるということが大事でないかと考えます。

第2に、これから伸びますのは、バイオテクノロジー、生命工学。いま、1本のトマトの木から1万5,000個のトマトがとれる時代です。しかも、1本のトマトの木、上の方に咲いているのが、トマトであります。根っ子にくっついているのがポテト、じゃが薯です。だから、1本の木で、トマトとポテトがとれる。だから、これをポマト、ポテトのポとトマトのマと合わせてポマトというわけです。従来、1頭の牝牛からは1頭の仔牛しかとれなかったものでありますが、今は違います。妊娠している牛の胎内から受精卵を採り出します、これを2つに切って胎内に入れますと、280日間胎内で育ちます。生まれる時には2頭の牛になっているわけです。だからこれから、農業の行く道は、バイオテクノロジー農業になる以外に生き延びられないと思います。従来の農業政策というものは、耕土が減少であるからという理由で、価格補償をやって、どんどん値段を高くしたわけです。日本のお米は、1噸のお米が30万円、アメリカのカルフォルニア米は1噸が10万円です。ですから3倍です。米が基準になって、葉煙草が2倍、皮が2倍、生糸の値段が2倍です。これだから自由化ができないのです。だから22品目も自由化ができない。だがいつまでも、ほほかむりではいられない、こちらが自動車を売ったり、テレビを売るときは自由貿易と言っておいて、向うが農産物を売り込みに来たら、保護貿易だというのは言うことに権威が認められません。そういう意味において、私は、なるべく早く、バイオテクノロジー農業に転換すべきだろうと考えます。私は、北海道農業も、その線でいくべきだと思います。残念ながら、今までの北海道の産業構造をみていますと、南の方では造船、それから木材、それからパルプでしょう、これがいずれも非常に困っている。木材が一番困っております。日本の木材は年間1億立方メートルですから、7割が外材です。八重の潮路をのり越えて入って来る外材の方が、内地材の半分のお値段で入ってきちゃう。結局、価格を調べてみると外材の方が安いのです。だ

から全国を歩いてみますと、一番倒産の多いのが材木屋さんです。“木(気)が変になった”と言っていますが、そうだろうと思います。しかし、これをどうやったらいいだろうかということになりますと、結局、林道の開発を徹底的にやる以外にない。それには時間がかかります。アメリカでは1町歩の山に、木を植えると50メートルの林道を造りますが、日本では1町歩の山に木を植えても2メートルしか林道がない。したがって、老令化した山林労働者、1日8千円位出して雇って山に入れるのです。しゅん蛭なる道を登っていくのでしょうか。だから生産性が非常に低い、ようやく木を植えるようになってからもケーブルを引かなければ出せない。ところがアメリカの場合は、林道で入って行って山の手当てをし、そして林道で切り出せるのですから流通コストが非常に安いのです。これから大事なことは、もっと、バイオテクノロジーを森林に適用することだと思う。そうすれば、もっともっと、私は日本の森林のコストは安くなるだろうと確信をいたします。

第3に、これから必要なことは、ロボット産業です。今から20年前に、日本は、1台のロボットをアメリカから買いました。当時のお金で2千万円。高いなあと思ったが、これが日本経済を救ったのです。1台のロボットは、3人の男の労働力を節約いたすのであります。日米経済摩擦を緩和するために、政府が金を出して世界のオピニオンリーダーを御招待しています。私はその案内役をつとめ、神奈川県座間にある日産自動車座間工場にまいり、2時間かかって見せました。終わった後で、印象を聞きますと、自動車の組立てから、検査まで全部ロボットがやってしまう、これではかなわないと言いますから僕は言うのです。“ざまあ(座間)見ろ”、決して馬鹿にしたものではありません。成田空港から一番近いのが座間工場なのです。そこで帰しちゃうとほかのメーカーから文句が出ますからみんな見せませうけれども、どこの自動車工場もロボットによって、支えられているのです。1台のロボットが3人分の男を節約しちゃうのです。だから、労賃の節約ができますから、日本の自動車は、非常に安く、しかも、ロボットは感情はありませんから、品質が均一なのです。ところが、アメリカの場合は、労働者が作りますと、アメリカの自動車を買う場合は、金曜日の午後と月曜日の朝の自動車は買ってはいかんというわけです。なぜならば、金曜日の午後になると土曜日、日曜日が休みなのでデートの女の子のことを考えて仕事をしている。どうしてもやる気をおこさない。月曜日の朝は、デートの後で疲れてしまい、駄目なのです。ところが、ロボットというのは、そういう感情が全然ありませんから非常に品質が均一なのです。これが日本の輸出が非常に伸びる大きな原因です。昔は、機械には当たり外れがあると言った。いま日本の自動車には当たり外れがないのであります。全く品質が均一であるところに日本商品の特色があると考えるのであります。ロボット産業は非常な影響に乘ります。もう10年たって御覧なさい。山林の仕事も農業の仕事も全部ロボットがやるようになると思います。ただし、行政書士の仕事だけはロボットができません。お目出度うございます。ロボットがやるような仕事だったら大変です。どんなにしゃちほこ立ちしても、ロボットにはかないません。

第4番目は、教育産業であります。日本は学歴社会です。従って、みんなが子供を大学に入れたいと思う。そのために塾が大繁昌です。このため全国に膨大な数の塾が乱立しています。小学生、中学生の塾に通っている子供が1千万人、しかもご念の入ったことに1人で2つ以上の塾に通っている子供もいる。これらを乱塾児といい、全然塾に通わない子供が1千万人、これを未塾児と申しております。去年の12月、学習塾の株が東京証券取引所で売買されました。1株が1,700円であります。いま、百年の歴史を誇る三菱重工業が330円、学習塾が1,700円でありますから時代だなあということをしみじみと感ずるのであります。これからまだまだ学習塾は伸びていくと思います。

そして第5番目は、情報であります。情報産業、物を売る時代ではないのであります。ハードよりソフトの時代と言われ、結局、人工衛星を打ち上げて、そこで、世界の情報がみなキャッチできる。でありますから、これから、大事なことは情報を早くつかんで、これを正確に解釈するというのが、これからの大事な点だと信ずるものであります。

もう一度申し上げますと、健康産業、バイオテクノロジー、そしてロボット産業、教育産業、情報産業、これ以外はどうかというと、それ以外ももちろん必要でありますけれども、これから21世紀に向けて伸びるのはそういうものだということで、北海道の産業構造をもう1回見直す必要があります。私は、今のままの産業構造では、北海道経済の前途はかなり多難だと思います。そこで今言ったように見直すことを第1におすすめますが、第2は、それ以外の産業は、では、どうなるかということ、結局、競争が激しくなるのです。それから最近の特色は、非常に忙しい、だが、もうけは少ないのです。忙しいけれどももうからないのが最近の情勢です。では、この際どうやったらいいかというと、先ず、自己資本の充実です。皆様方お使いになる金全体を称して、総資本という、これを二つに分けて自己資本と他人資本に分けますが、その自己資本が、日本ではたった17%しかない。アメリカは60%、イギリスも60%です。ドイツが40%、日本はたった17%しかないのです。結局、だから借入金に頼っているわけです。札幌の街を見ると、随分ビルが立派になりましたが、あれは全部借金コンクリートです。ところがここに問題がある。アメリカの会社は、日本の10倍あるのです。2千万、日本の会社は2百万、それなのに企業の倒産が両方共大体月1,500社、年間2万社です。なぜアメリカは日本の10倍も会社があるのに、倒産件数が同じかといえば、向うは自己資金が6割ある。日本はたった1割7分しかない。だから日本銀行が締めると銀行も締める。そうすると経営者はすぐ困るということになってしまふ。結局、自己資本を5割位にすることが大事です。私は大学で32年間、経済学を教えてまいりましたが、学生に言うときには、設備投資は、自己資本で賄えと教えています。土地を買って建物を建てること、そういうものは1回建ててしまうと直ぐには売れないものです。ですから、設備投資は自己資本で賄え、そして、商品の仕入れなんかは、運転資金というのですが、借入金で賄え、それは、商品は売れば直ぐ借金を返せるから。そういうように、はっきりした経営学の根本原則が

ある。ところがそれを無視して、みんなが借入金に頼っている。だから、結局倒産が多いのです。

第1は、自己資本の充実です。

第2に大事なことは、従業員にコストの意識を植えつけることです。

今の日本の従業員のコストは、1分で20円です。1時間1,200円、1日1万円です。20円を捨てる人はいませんよね。20円あれば電話を2通話かけられる。ところがぼやとして1時間たったら1,200円、1分が20円かかるのですから。もっともっと従業員にコストの意識を植え付けることが、今後、生き残り作戦として、必要なことだと申し上げます。

第3は、新規商品の開発に努力しないといけません。新しい商品開発がうまくいったところは伸びていく、そうではなしに、10年1日のごとく、同じ物を売っているところは伸びない。というのは、平和が41年も続きますと、どこかの御家庭でも物が余っている。したがって、余程、珍しいもの、新しいものでないと売れないのです。そのためには、売上高の3%位の研究投資をなさることが必要ではないでしょうか。アメリカは研究投資に使う金は20兆円、日本は6兆5千億円で3分の1であります。どうぞ一つ、売上高の3%ぐらいの研究投資をなさることをお勧めしたいと考えます。

従業員がコストの意識を持ち、労資一体となって、新商品の開発に努力する。そうして自己資金が5割位あれば、私は、いかなる企業といえども生き延びられると思うのであります。その逆に、自己資金が少ないと金利の負担が多い、新商品の開発が行われないと、ダンピング合戦になる。そして従業員がコストの意識がないものですから、生産性が低いと、こうなろうというものであります。お互いにそういう努力をしたいものだと考えます。

3. これから行政書士の仕事はどうか

最後に、それでは行政書士の先生方の仕事はどうかということ、いま日本には、法律は5,700あるのです。それを執行するについては、先生方のお仕事と関連が発生するわけであって、私は、法律というものは、なるべく整理しなければいかんと思いますけれども、なかなか整理がむずかしい。第2臨調は、なるだけ法律を整理をしようとやっているのですが、なかなかうまくいかない。許認可事務が1万あります。これを整理しようと一生懸命にやっていますが、去年の暮、僅か100の整理をただけ、1万の中の100件にしか過ぎません。したがって、先生方のお仕事は、増えてこそすれ、減る心配はない。御目出度うございます。そういうわけありますから、仕事は増える。問題は新規参入の方が多うございます。したがって、競争が激甚であります。新しく入って来た方々はお客様をとろうと思って、下手すると料金の割引をやったり、ダンピングをやる可能性がある。日本人の通弊であります。人が面を立てたら俺は腹を立てるという人がいる。したがって、同業者意識を持って、みんながちゃんと価格をとってくればいいんだけど、お客様をとるために、ダンピングなどやられると、業界全般が非常に混乱に陥ります。それが私の一番の心配であります。

どうぞそういう弊害に陥らないようにするためには、会が強くなることが根本だと思う。日本の中小企業の中で一番団結力が強いのは全理連です。全国理髪環境衛生同業組合、全国に理髪師さんは13万人おりますが、9割が組合に入っております。だから頭の散髪料というのは、全国どこに行っても、大体2,500円から3,000円の範囲内で安定しております。これを1回2,500円で決めてしまうと独禁法違反でやられますから、独禁法に触れない範囲内で価格安定をはかるのが組合に課されました課題だと考えます。これは、行政書士の先生方についても、独禁法に触れない範囲内で料金をうまく決めていくことが、これからの非常に大きな課題ではないかと思います。仕事は減りません。しかし、行政書士になる方は増えていくわけです。そこでダンピングを防ぐように行政書士会の力を強くしていくことが非常に大事なことだと思います。そして、皆様方のお力で、やはり、よき後継者をおつくりになることが大事であろうと思います。折角ついたお客様が、末長く、先生方の指導を受けられるようにするためには、よい後継者をおつくりになることが、非常に大事だと思います。日本の中小企業の悩みは、なかなかよい後継者が得られないことです。というのは自分の子供や孫は、親じさんがどんなに苦勞をしているかをよく知っているものだから、なかなか後継者にならない。だが、しかし、それはいけません。どんな仕事でも、長く続けていかなければ、うまくいくものではありません。そういう意味において、有力な先生方の力で、後継者の養成ということを真剣におやりになることが肝要ではないだろうかと思うのです。そういう努力をしていく。即ち、会員のダンピングを防ぎ、後継者の養成さえうまくいけば、私は、行政書士の仕事というのは、非常に、社会的価値の高いものであり、皆様方の前途には、洋々たる明日が待っていると確信いたすものであります。私も東京の行政書士会の末席を汚しております。今は、政治の方に専念しておりますので、行政書士の仕事はしておりませんが、将来政界から隠退した場合には、先生方の御指導を得て、私も実務にたずさわりたいと考えております。

本日は、北海道各地から、有力なる先生方がお集まりをいただいているその席上で、貴重な時間を割愛していただきましたことに厚くお礼を申し上げ、私の話を終えます。どうもありがとうございました。

＜斎藤栄三郎先生の略歴＞

【略 歴】

大正2年6月19日	東京都江戸川区に生まれる。
昭和11年3月	早稲田大学商学部卒業。
11年4月	日本経済新聞社入社。(上海支局長、シンガポール支局長)
25年4月	NHKニュース解説委員。
45年5月	TBSテレビ「時事放談」担当。
49年7月	参議院議員当選。
53年4月	テレビ東京「経済最前線」担当。 自由民主党経済物価調査会会長代理。 自由民主党広報副委員長。 参議院物価等対策特別委員長。 労働政務次官。
55年6月	再当選。 参議院物価対策特別委員会理事。 自由民主党全国組織委員会副委員長。
56年	自由民主党政務調査会審議委員。
57年	自由民主党独禁法に関する特別調査会会長。
58年	参議院商工委員長。 決算委員。 選挙制度特別調査会委員。
現 在	商工委理事、決算委員、選挙制度特別調査会委員、 党金融問題調査会副会長、党中小企業調査会副会長、 商品市場問題懇談会座長。

【近 著】

「これから賢くお金をふやす方法」
「西欧に学ぶ日本の未来」
「世界を動かすユダヤパワーの秘密」
「世界経済のゆくえ」
「日蓮に学ぶ信念」
「新・宗教社会学のすすめ」
等 184冊

会館建設資金貸付金の償還金を7月納期の 会費に充当することについてのお願い

会員の皆さんから御融資をいただきました日本行政書士会会館建設資金の償還は、昭和61年3月末を第1回として、昭和68年3月末までの8回に分けて、毎年支払われることになり、今回の本会会員分の償還元金は、退会又は死亡された方の分を含めて146万円で、利息は、御融資された方全員に5パーセント（1万円について500円）をお支払いすることになりました。

本来は、御融資された会員の方にそれぞれ送金すべきですが、送料その他に多額の経費がかかりますので、甚だ勝手とは存じますが今年7月納期の会費に充当させていただいてはどうかということになりました

御融資をいただきました皆様には、あらかじめ会費充当額がいくらになるかをお知らせして、その差額の会費を払込んでいただくことに致したいと考えておりますが、この方法に御同意いただけない方がございましたなら、4月末日までにはがき等で御一報くださるようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ではございますが、4月末日までになんら御通知がないときは、上記のように取り運ばせていただくことを御了承いただいたものとして処理させていただきます。

おって、この文書が、会館建設資金の御融資をされていない方に誤って同封された場合には御容赦願います。

会館建設資金御融資の皆様へ

昭和 61 年 3 月 25 日

北海道行政書士会